



令和7年度 教育・保育施設利用申込みのご案内 (認定こども園・保育園)



教育・保育施設を利用するための手続きは、以下のとおりです。

1. 「保育支給認定」を受けることが必要です（「施設利用申込書」に、この手続きも含まれます）

保育支給認定とは

家庭の状況を認定基準に照らし「保育の必要性はどうか」「施設の利用時間はどのくらい必要か」の認定を行います。

【認定区分と利用できる施設、時間】

年齢 R 7. 4. 1 現在	保育認定区分			利用できる施設
		保育の必要性	施設を利用できる時間	
満3歳以上	1号	保育を要しない	【教育時間】 8：30～15：30 休業：土日祝日・長期休業・年末年始	幼稚園、 認定こども園
	2号	保育を要する	【保育標準時間】（☆） 7：30～18：30のうち保育必要時間 休業：日祝日・年末年始	保育園、 認定こども園
			【保育短時間】（★） 8：30～16：30のうち保育必要時間 休業：日祝日・年末年始	
満3歳未満	3号		【保育標準時間】 ☆に同じ 【保育短時間】 ★に同じ	保育園、 認定こども園

満3歳以上の保育を必要としない（1号認定）認定こども園の教育時間利用希望の方は

保育を必要とする確認書類は不要です。直接利用したい園へ申込みしてください。

保育を必要とする（2・3号認定）保育園、認定こども園の保育時間利用希望の方は

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。注）同居の親族（世帯分離含む）等についても確認します。

- ☐ ※就労（フルタイムのほか、パートタイム、内職・夜間就労全て）
- ☐ 母親の出産等
- ☐ ※育児休暇取得時に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合
- ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 求職活動（起業準備含む） ☐ 就学（職業訓練等含む） ☐ 災害復旧
- ☐ 虐待やDVの恐れがある ☐ その他（市長が特に必要と認めた場合）

※育児休暇中の保育について

お子さんの成長過程の上でも家庭での保育が大変重要であるため、原則として育児休暇取得期間中は保育施設を利用できませんが、現在既に保育施設を利用しており、特に必要があると認められる場合には、入園継続を可能とします。（申込み状況により、継続できない場合があります。）

また、現在育児（産後）休暇を取得している方で、復帰を前提に保育施設の利用を希望する方は、当該休暇が終了する1ヶ月前から「就労」と認定可能なため、利用申込みすることができます。

（令和7年度中に育児休暇が終了し、復帰日が決まっている方も申込み可能です。ただし7月以降の年度途中の利用希望については、利用希望月の前月に選考の上、入所可否を決定します。）

施設を利用できる時間について

保育を要する方（2・3号認定）で就労時間が短い方などは、「保育短時間」と認定する場合があります。「保育短時間」と認定される要件および利用時間等は、次のとおりです。

- 【要件】①就労・就学・介護・看護等で、月48時間（4時間×週3日相当）～120時間未満
②求職活動中 ③育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用
※要件に該当しない場合でも、希望すれば「保育短時間」の認定となります。

【利用時間等】最長8時間となりますが、「保育標準時間」の認定よりも保育料が軽減されます(5ページ参照)

2. 施設利用申込みについて

＜申込方法＞ 支給認定・施設利用申込書に必要事項を記入の上、新規申込みは子育て推進課(角館庁舎)・田沢湖・西木市民センター、各出張所へ、継続・転園申込みは在園している園へ提出してください。新規申込みの方で兄弟が在園している場合は在園している園へ併せて提出してください。

注)新規で認定こども園の教育時間申込み(1号認定)は直接園へ申込みしてください。

＜受付期間＞ 令和6年11月1日(金)～11月15日(金)

＜面接＞ 保育時間の利用を希望される新規申込の方、転園、継続申込で求職中の方、育児休暇中の継続入所希望の方は面接を行います。

日程等は下記のとおりです。面接の時間等詳細は12月上旬に通知予定です。

(日程は変更になる場合があります。)

園名	定員	入園対象	面接日	所在地
だしのこ園 (認定こども園)	89名	0歳から	12月19日	田沢湖生保内字武蔵野 117-263
神代こども園 (〃)	69名	0歳から	12月16日	田沢湖神代字珍重屋敷 89-3
にこにここども園 (〃)	56名	0歳から	12月18日	西木町門屋字六本杉 2-1
ひのきないこども園 (〃)	23名	0歳から	12月18日	西木町桧木内字高屋 137
角館こども園(〃)	172名	0歳から	12月23日	角館町中菅沢 91-1
白岩小百合保育園	30名	0歳から	12月17日	角館町白岩上西野 93-1
角館西保育園	30名	0歳から	12月20日	角館町雲然田中 437-2
中川保育園	20名	0歳のみ	12月20日	角館町川原羽黒堂 324-1

※0歳…生後9週目(57日目)から

3. 施設利用の決定について

子どもの家庭状況を調査のうえ、仙北市の保育支給認定基準に基づいて、保育を要する程度の高い子どもから順次決定します。

施設利用の可否については、1月下旬に、保育支給認定証は2月下旬に通知する予定です。

受付期間以降の申込みについては、第1次選考終了後(2月以降)に第2次選考を行います。

申込み時期	選考・利用調整	入所可否通知	備考
11/15まで	12月	1月下旬	7月以降の利用希望については、利用希望の前月に利用調整の上、入所可否を決定します。
11/16以降	2月以降	順次	

4. 保育料について

保育料は、利用施設問わず、父母の市町村民税課税状況と、利用年度4月1日現在の子ども年齢によって国が定める基準を上限として、市が決定します。

ただし、生計を一にする父母以外の家族（祖父母など）が家計を主宰すると認められる場合は、その家族の課税額も合算し決定します。（例：父母の収入が全くない場合等）

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）等、税額控除が適用されている場合には、控除前の市町村民税所得割課税額により保育料を算定します。

保育料については、下記及び4ページ～6ページの表を参照ください。

《保育料の切り替え》

保育料は4月～8月分については令和6年度市町村民税の額、9月分以降については令和7年度の税額によって決定します。なお、9月分以降の保育料決定通知は9月頃の予定です。

《税資料の提出》

令和6年1月1日現在 仙北市に住所がある方については、税資料の提出は不要ですが、

下記に該当する方は、申込書の1枚目の下部の令和6年1月1日、令和7年1月1日現在の住民登録地のところに前市区町村名を記入してください。

- ・ 令和6年1月1日以降に仙北市に転入
- ・ 令和7年1月1日以降に仙北市に転入（予定も含む）



※市民税額が未確定の方（未申告の方）

収入が全くない場合でも、収入がない旨の申告が必要です。

詳しくは、令和6年1月1日現在の住所地の市町村民税窓口にお問い合わせください。

《仙北市の令和7年度保育料》

《1号認定（＝教育時間利用：旧幼稚園）保育料月額》

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料等（月額）	
階層区分		定 義	保育料	副食費
第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円
第2	B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を含む。）（A階層に該当する世帯を除く。）		
第3	C	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下		
第4	D1	市町村民税所得割課税額 221,200 円以下		4,500 円
第5	D3	市町村民税所得割課税額 348,900 円以下		
	D4	市町村民税所得割課税額 348,901 円以上		

※預かり保育料は、教育時間（8：30～15：30）以外の時間（7：30～8：30／15：30～18：30）に預ける場合、「保育に欠けない世帯」が追加でかかる料金です。

《2号認定（＝保育時間利用3歳以上）保育料月額》

各月初日の児童の属する世帯の階層区分					保育料等（月額）	
階層区分		定 義			保育料	副食費
第 1	A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯			0 円	0 円
第 2	B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を含む。）（A 階層に該当する世帯を除く。）				
第 3	C1	当該年度分の市町村民税が課税されている世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を除く。）で、その所得割の額が右の区分に該当するもの（A 階層に該当する世帯）	市町村民税均等割のみ課税（所得割課税額のない世帯）			
	C2		市町村民税所得割課税額 48,600 円未満			
第 4	D1		所得割課税額	48,600 円以上 57,700 円未満		
	D15		所得割課税額	57,700 円以上 72,800 円未満		
	D2		所得割課税額	72,800 円以上 77,101 円未満		
	D25		所得割課税額	77,101 円以上 97,000 円未満		
第 5	D3		所得割課税額	97,000 円以上 131,300 円未満		
	D4		所得割課税額	131,300 円以上 169,000 円未満		
第 6	D5		所得割課税額	169,000 円以上 233,200 円未満		
	D6		所得割課税額	233,200 円以上 301,000 円未満		
第 7	D7		所得割課税額	301,000 円以上 349,800 円未満		
	D8		所得割課税額	349,800 円以上 397,000 円未満		
第 8	D9		所得割課税額	397,000 円以上	0 円	4,500 円

《3号認定（＝保育時間利用3歳未満）保育料月額》

各月初日の児童の属する世帯の階層区分					保育料（月額）	
					子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号第4条）に規定する保育の必要量の認定区分	
階層区分		定 義			保育標準時間	保育短時間
					保育料	保育料
第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円
第2	B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を含む。）（A階層に該当する世帯を除く。）			0円	0円
第3	C1	当該年度分の市町村民税が課税されている世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を除く。）で、その所得割の額が右の区分に該当するもの（A階層に該当する世帯）	市町村民税均等割のみ課税（所得割課税額のない世帯）		10,000円	9,900円
	C2		市町村民税所得割課税額 48,600円未満		13,600円	13,500円
第4	D1		所得割課税額	48,600円以上 57,700円未満	17,600円	17,400円
	D15		所得割課税額	57,700円以上 72,800円未満		
	D2		所得割課税額	72,800円以上 77,101円未満	21,200円	20,900円
	D25		所得割課税額	77,101円以上 97,000円未満		
第5	D3		所得割課税額	97,000円以上 131,300円未満	26,000円	25,700円
	D4		所得割課税額	131,300円以上 169,000円未満	31,200円	30,800円
第6	D5		所得割課税額	169,000円以上 233,200円未満	36,800円	36,300円
	D6		所得割課税額	233,200円以上 301,000円未満	42,000円	41,400円
第7	D7		所得割課税額	301,000円以上 349,800円未満	49,000円	48,300円
	D8		所得割課税額	349,800円以上 397,000円未満	56,000円	55,200円
第8	D9		所得割課税額	397,000円以上	72,800円	71,700円

ただし、ひとり親家庭、在宅する障害児(者)がいる世帯等のうち、B～D2階層に認定された場合は、生計が同一の子どもで、年齢に関わらずカウントし、第1子は次の表の保育料が適用され、第2子以降は無料となります。

各月初日の児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）	
				子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号第4条）に規定する保育の必要量の認定区分	
階層区分		定 義		保育標準時間	保育短時間
				保育料	保育料
第2	B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を含む。）（A階層に該当する世帯を除く。）		0円	0円
第3	C1	A階層、D階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税均等割のみ課税（所得割課税額のない世帯）	4,600円	4,500円
	C2		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	6,000円	5,800円
第4	D1	A階層を除き、前年度分の市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	7,500円	7,300円
	D15		所得割課税額 57,700円以上 72,800円未満		
	D2		所得割課税額 72,800円以上 77,101円未満	9,000円	8,800円

＜国の多子世帯の保育料軽減＞

認定こども園、保育園などを利用する場合、下記の条件で第2子は半額、第3子以降は無料となります。

◎3号認定

- ・階層区分がD1階層以下の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、年齢に関わらず第2子半額、第3子無料。
- ・階層区分がD15階層以上の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、小学校就学前の範囲において教育・保育施設を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、その中で最も年齢が高い子どもを第1子とし第2子半額、第3子無料。

＜国の多子世帯の副食費軽減＞

保育料が無償化したことによる副食費の軽減について

◎1号認定

- ・階層区分が第3階層以下の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、年齢に関わらず第1子から無料。
- ・階層区分が第4階層以上の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、3歳から小学校3年以下の範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で最も年齢が高い子どもを第1子とし、第3子以降から無料。

◎2号認定

- ・階層区分がD1階層以下の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、年齢に関わらず第1子から無料。
- ・階層区分がD15階層以上の世帯・・・同一世帯の保護者に係る子どもで、小学校就学前の範囲において教育・保育施設を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、その中で最も年齢が高い子どもを第1子とし、第3子以降から無料。

《すこやか子育て支援事業 保育料助成について》

子育て家庭を経済的に支援するため、秋田県と市が協力し、出生順位に関わらず0歳から就学前まで、保育料、副食費を助成する制度があります。市独自に所得制限無しで全額助成します。

入所決定後、該当者へ申請案内を配布します。

※仙北市の保育料は、毎年見直しされる国基準額とのバランスを考慮しながら、見直しを図ることとなっています。

なお、保育料の正式な決定通知は令和7年4月を予定しています。(年度途中入所は随時通知)



～提出前に不足書類がないか、記載漏れがないかご確認ください。～

利用申込み者全員提出していただく書類

☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定（現況）申請書
兼 利用施設・事業申込書（兼保育児童台帳）（A3版）

- ・個人番号（マイナンバー）の記載が必須となりましたので、忘れずに記載してください。
- ※電子申請の方は用紙での提出はいりません。

利用申込み者全員持参していただく書類 ※職員が受付時に確認します。

☐ 申請者（保護者）の個人番号の確認できる書類

- ・個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号の記載のある住民票など、いずれか1つ

☐ 提出者の身元確認書類

- ・個人番号カード、運転免許証、パスポートなど、いずれか1つ
- ・顔写真付の身元確認できるものが無い場合は健康保険証、年金手帳など氏名、生年月日が記載されたものから2つ以上
- ※在園されている方で、日ごろの保育園利用（送迎や園行事）を通じて面識による確認ができれば身元確認書類の提出はいりません。（園へ提出の場合）

保育園、認定こども園の保育時間を利用希望の方

☐ 保育を必要とする理由を証明する書類

- ・保護者全員の理由を証明する書類が必要です。注）教育時間利用（1号認定）は不要です。
 - ◆父・母⇒それぞれ ◆養育者⇒養育している方（祖父母等）、
 - ◆ひとり親の方⇒父又は母のみで可
- ・2人以上の利用申込みの場合は、一番年少の子どもに添付してください。

該当する方のみ

☐ ひとり親世帯、世帯に障がい児（者）がいる世帯の方は…

ひとり親世帯、在宅する障害児（者）がいる世帯等のうち、保育料の階層が第2～3階層、第4階層の一部に認定された場合、保育料の一部が軽減されることがあります。（詳細6ページ参照）

《ひとり親家庭》

- ・児童扶養手当を受給されている方 … 添付書類不要
- ⇒子育て推進課で受給状況を確認の上、ひとり親家庭と認定します。
- 《世帯に障がい児（者）がいる家庭》いずれかの写しを提出してください。
- ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の氏名・等級がわかるページ

☐ 離婚協議中の方は…

離婚の意志を確認する書類として、離婚調停をしていることがわかる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）の写しの提出により、片親のみの課税額により保育料を計算します。利用申込み中や利用施設決定後、または施設利用中に家庭の状況が変わった場合、届出が必要です。手続き及び不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。

○問い合わせ：仙北市子育て推進課 TEL：43-2280

